

議案第 6 6 号

尾張市町交通災害共済組合規約の変更について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 8 6 条第 1 項の規定により、尾張市町交通災害共済組合規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

平成 2 3 年 1 2 月 1 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、平成 2 4 年 1 月 4 日に愛知郡長久手町が長久手市に名称を変更し、市制を施行することに伴い、本組合規約の一部を改めるため必要があるからである。

尾張市町交通災害共済組合規約の一部を改正する規約

尾張市町交通災害共済組合規約（昭和44年9月1日指令地第116号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

市 町 名	市 町 名	
尾 張 旭 市	長 久 手 市	
岩 倉 市	愛 知 郡	東 郷 町
豊 明 市	西 井 日 郡	豊 山 町
日 進 市	丹 羽 郡	大 口 町
清 須 市		扶 桑 町
北 名 古 屋 市		

附 則

この規約は、平成24年1月4日から施行する。